

後期高齢者医療制度 身 知 精

通常は75歳から適用されますが、次の障がいのある人は、申請により65歳から後期高齢者医療制度を受けられます。

●対象者

浜松市に住所を有し、次のいずれかに該当する人。

- ・身体障害者手帳 1級～3級
- ・身体障害者手帳 4級のうち音声機能又は言語機能の障害
- ・身体障害者手帳 4級のうち下肢障害の1号、3号又は4号
- ・療育手帳A（重度）
- ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級
- ・国民年金法・厚生年金保険法・共済組合法等における障害年金1級・2級及び労働者災害補償保険法・船員保険法等の障害年金1級～4級

●窓口

各福祉事業所保険年金課又は長寿保険課（裏表紙裏に記載）

腎臓バンク 身

死後の「臓器を提供する・しない」という、あなたの意思表示をお願いします。

臓器提供意思表示カードやパンフレットを配布しております。腎不全の根治療法は腎臓移植です。献腎（亡くなった方から頂いた腎臓）移植施設や腎臓移植希望登録についてのお問い合わせは、下記へご連絡ください。

●窓口

公益財団法人 静岡県腎臓バンク ☎435-3175 FAX 431-0508

中央区半田山一丁目20番1号 浜松医大内

アイバンク 身

角膜移植のための角膜を提供いただける意思のある人の献眼登録をお願いしています。

献眼登録、献眼方法や角膜移植についてのご質問は、下記までお問い合わせください。

●窓口

公益財団法人 静岡県アイバンク ☎433-3331 FAX 435-3434

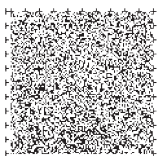
中央区半田山一丁目20番1号 浜松医大内

訪問指導事業

病気予防や健康の保持増進のために保健師・栄養士・歯科衛生士が家庭を訪問し、必要な指導を行います。介護予防の支援が必要な人、介護をしている家族、生活習慣の改善が必要な人、妊娠・出産・育児等に支援が必要な人等の相談に応じます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

●窓口

中央健康づくりセンター	R6年8月まで 中央保健福祉センター内	}	☎413-5577 ☎453-6129
	R6年9月から 中央区役所内		
	※歯科については歯の健康センター		
	東行政センター内		☎424-0122
	西行政センター内		☎597-1174
	南行政センター内		☎425-1590
浜名健康づくりセンター	浜名区役所内		☎585-1120
	引佐健康センター内		☎542-0857
天竜健康づくりセンター	天竜保健福祉センター内		☎922-0075



○心身障がい者（児）歯科診療

一般の歯科医院では治療が困難な心身に障がいのある人のために、歯科診療を行います（予約制：月・水・金）。また、障がいのある人が身近な歯科医院で歯科診療が受けられるように、障がい者歯科協力歯科医院や浜松医療センター等と連携を図っています。この連携体制では、患者さんの状態に合わせて、それぞれが相互に紹介するなど障がいのある人が安心して歯科受診できるようになっています。

詳しくは、歯の健康センターにお問い合わせください。

●対象者

両下肢の機能障害等で身体障害者手帳を持っている歩行困難な人等、知的障がいがあり、療育手帳を持っている人等、一般の歯科診療所で歯科治療が困難な障がいのある人。

●問い合わせ先

歯の健康センター ☎453-6129

※ 障がい者歯科協力歯科医院

（一社）浜松市歯科医師会会員の歯科医院の中で、障がいのある人の歯科診療（予防・治療を含む）に取り組み、治療終了後も定期的な受診をするように指導している歯科医院のことです。障がいのある人で、かかりつけ歯科医院のない人は、協力歯科医院に受診されることをお勧めします。

協力歯科医院の一覧表は、浜松市歯科医師会ホームページ等で閲覧することができます。

○歯科訪問診査

（一社）浜松市歯科医師会の歯科医師が家庭に訪問し、入れ歯や歯などの診査と保健指導を行います（無料）。事前に歯の健康センターまでお申し込みください。

●対象者

通院が困難な在宅療養中の人

●問い合わせ先

歯の健康センター ☎453-6129

